15　金利帯別貸付件数及び貸付残高

金利帯＼件数・残高	件数		残高	
	件	構成割合 %	百万円	構成割合 %
2.5%以下				
2.5%超　5.0%以下				
5.0%超　7.5%以下				
7.5%超				
合　計		100		100

（記載上の注意）

金利は約定金利とする（法第12条の８第２項に規定するみなし利息を含む。）。

16　利息収入の状況

種別＼利息収入額	利息収入額	
	百万円	構成割合 %
法第３条第１項の登録を受けた日以降行った貸付けに係る利息収入額		100
うち特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者を支援するための貸付けに係る利息収入額		

（記載上の注意）

法第12条の８第２項に規定するみなし利息を含む。

（貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第二条　貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項及び第二項中「施行日後」を「施行日以後」に改める。

附則第三条中「当該貸金業者」を「貸金業者」に改める。

附則第四条第一項及び第二項中「第三号施行日後」を「第三号施行日以後」に改める。

附則第七条第一項及び第二項中「第四号施行日後」を「第四号施行日以後」に改める。

附則第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二　第四号新貸金業法施行規則第十条の二十六の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「一月」とあるのは、「二月」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年六月十八日）から施行する。

（調整規定）

第二条　貸付けに係る契約が第一条の規定による改正後の貸金業法施行規則（以下この条において「新施行規則」という。）第十条の二十三第一項第一号又は第一号の二に該当する場合において、新施行規則第三十条の十三第二項第三号に掲げる事項については、平成二十三年六月十七日までの間、同号に掲げる事項に代えて、新施行規則第十条の二十三第一項第一号又は第一号の二のいずれかに該当する旨とすることができる。

（経過措置）

第三条　貸金業の登録の有効期間の満了の日の翌日が改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後である貸金業者が、施行日前に既に貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成十九年内閣府令第七十九号。以下「旧改正府令」という。）附則第七条第一項の規定に基づき、改正法第四条の規定による改正後の貸金業法（以下「新貸金業法」という。）第四条の規定の例により、旧改正府令第三条の規定による改正後の貸金業法施行規則別紙様式第一号（以下「旧様式」という。）を用いて、貸金業の登録の更新の申請を行っている場合（施行日前に既に旧改正府令附則第七条第二項の規定に基づき、新貸金業法第四条の規定の例により提出されていない書類を旧様式によって作成し、提出している場合を含む。）において、旧様式に記載されている営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者（新貸金業法第二十四条の二十五第一項の登録を受けた貸金業務取扱主任者をいう。）の氏名及び登録番号は、施行日において改正法附則第十七条第一項の規定により届け出られた貸金業務取扱主任者の氏名及び登録番号に変更されたものとみなす。

第四条　この府令の施行の日前に次の各号に掲げる場合に該当して行われた届出については、当該各号に定める場合に該当して行われた届出とみなす。

一　第一条の規定による改正前の貸金業法施行規則（次号において「旧施行規則」という。）第二十六条の二十五第一項第三号に掲げる場合　第二十六条の二十五の二第一項第一号に掲げる場合

二　旧施行規則第二十六条の二十五第一項第四号に掲げる場合　第二十六条の二十五の二第一項第二号に掲げる場合

（金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部改正）

第五条　金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条のうち、貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）第四条第三項に一号を加える改正規定中「第四条第三項に」を「第四条第三項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）